主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

記録によると、申立人は、平成三年八月一二日勾留執行停止決定により釈放されたことが明らかであるから、本件抗告の申立ては、現在においてはもはや法律上の利益を欠き、不適法である。

よって、刑訴法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成三年八月一四日

最高裁判所第一小法廷

裁判長	長裁判官	大		内	恒		夫
	裁判官	四	ツ	谷			巖
	裁判官	大		堀	誠		_
	裁判官	橋		元	四	郎	平
	裁判官	味		村			治